6農務第1104号 令和7年2月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高山市長 田中 明

市町村名	高山市						
(市町村コード)	(212032)						
	高山地域						
地域名 (地域内農業集落名)	(花里、七日町1、七日町2、桜山、東、川南、第一、第二、山王、上江名子、下江名子、片野、石浦、千島、西之一色、上岡本、下岡本、冬頭、本母、松本、桐生、下切、中切、上切、赤保木、下林、山田、下之切、新宮、八日町、高山上野、三福寺、松之木、大洞、漆垣内、塩屋、滝、生井、岩井、大島、山口、天堤、大八上野)						
協議の結果を取り	ましめた年日口	令和7年1月31日					
励識の福来を取り	まとめた千月口	(第1回)					

#### 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稲のほか、高冷地の特色を活かしたトマト、ホウレンソウ(施設園芸)や果樹栽培、畜産が盛んである。

水田は、水稲農家の多くが個人経営体であり、今後の急激な高齢化により担い手の減少が加速化することが予想される。大規模な担い手への集積・集約が進んでいる集落もみられるが、地域全体での賃借料や草刈負担等のルール化がなされていないことから、集約化が進めにくい状況がある。

そのため、地域と担い手が一体となって農地を守る体制を構築するなど、担い手が担いやすい環境を整え、多様な担い手を確保・育成し、農地利用を進めることが課題となっている。

また、担い手の減少に伴い、スマート農業の導入による省力化や農業用施設の長寿命化への支援など、作業 効率の向上に資する取組みへのニーズも高まっている。

畑地については、トマト・ホウレンソウを中心に、認定農業者等への集積が進み、持続的な農地利用が見込まれる。

### 【地域の基礎的データ】

農業経営体: 725経営体(うち 70歳以上270経営体、団体経営体 28経営体) <2020年 農林業センサス>

|主な作物等 : 水稲、トマト、ホウレンソウ、畜産、果樹

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、水稲を中心に、賃借料や草刈負担等のルール化や集落での担い手への協力体制の構築についての話し合いを進め、多様な担い手への農地の集積・集約化を進める。 また、主食用米のほか、地域の畜産農家の需要に合わせ、耕畜連携を進めていく。

畑地については、施設園芸(トマト・ホウレンソウ)を中心に、引き続き、新規就農者や後継者を確保・育成し、持続的な農地利用を進める。

また、スマート農業の導入や農業用施設の長寿命化などを進め、担い手が営農しやすい環境を整えていく。

#### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	1,148 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,148 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	– ha

# (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

(1	(1)農用地の集積、集約化の方針												
l a	・水田については、大規模な担い手の経営効率を高めるよう、農業委員や農地利用最適化推進委員などと連携し、農地の集積・集約化を進めるとともに、集落営農組織や作業受託組織の立ち上げも視野に話し合いを進める。 ・畑地については、認定農業者・認定新規就農者への集積を進める。												
<u> </u>	(2)農地中間管理機構の活用方針												
<u> </u>	\C//攻地(11日)日本土(以)舟♥//ロ/ロ/リリリ												
・将来の集約化を目指し、地域の農地について、農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手の経営意向に沿って、段階的に集約化を進める。													
(3	(3)基盤整備事業への取組方針												
自	・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業や中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農業生産基盤の強化を進める。 ・県営土地改良事業や県単農業農村整備事業を活用し、施設の長寿命化を進める。												
(4	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針												
•集	・多様な担い手が営農を継続できるよう、関係機関と連携し、必要な支援を進める。 ・集落営農組織や作業受託組織の立ち上げも視野に話し合いを進める。 ・県、JA、市と連携し、農地や空き家の情報提供、補助金の活用などにより、新たな担い手の確保・育成を図る。												
(5	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針												
以	以下任意記載事項												
V	①鳥獣被害防止対策	>	②有機・減農薬・減肥料	V	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等				
	⑥燃料・資源作物等	V	⑦保全•管理等	V	⑧農業用施設	>	⑨耕畜連携等		⑩その他				
【選	・ 訳した上記の取組方針	]											
②; ③, ⑦( (**) (**)	① 鳥獣被害防止柵等の設置を進めるとともに、捕獲技術者の確保・育成を進める。 ②環境に配慮した栽培技術の情報共有を進める。 ③ AIやICTを活用した営農のDX化やスマート農業技術の導入により、生産性の向上や省力化を進める。 ⑦ ⑧ 農業者のニーズに沿って、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農道や水路等の修繕や農地の保全管理に取り組む。 ⑨ 畜産農家のニーズに応じた飼料米・WCS(稲発酵粗飼料)などの生産や、耕種農家から畜産農家への稲わら供給、また畜産農家から耕種農家への堆肥供給など地域内での耕畜連携を推進する。												

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項